

企業情報開示システムの最適設計に資する監査制度の構築へ向けて

ー見積・予測財務情報の保証業務のあり方についてー

浦崎直浩（近畿大学）

SUMMARY

I. はじめに

日本の企業情報開示システムは、投資家保護の観点から、制度として定着している財務諸表監査制度に加えて、追加的に、四半期レビュー制度、内部統制報告制度等の導入により、開示情報の保証に関連する制度が拡充されてきた。日本の会計制度に国際的な「調和（ハーモナイゼーション）」及び「収斂（コンバージェンス）」が求められてきた経緯は、金融市場のグローバル化と日本企業の国際展開を受けて、それまで不透明との批判があった日本の会計基準を国際会計基準及び米国会計基準に近づける必要性があったためである。

一方、四半期開示制度や内部統制報告制度については、国際的な観点からというのではなく、日本の証券市場における透明性の確保やコーポレートガバナンスの強化の観点から米国の制度に倣って導入されたことは、導入時期や制度内容を考慮すれば明らかである。さらに、今後、原則主義に基づく国際会計基準（IFRS）がアドプションされることになれば、企業サイドの裁量の増大等も踏まえ、説明責任の比重、並びに、それに対処するための企業負担が高まることが想定される。そのため、健全な企業活動を促進するために、各種制度の費用対効果を測定し、制度全体が最適に設計されているかについて再検討の余地があるものと思われる。

各種制度を見直すことは、サブプライム問題に始まる一連の金融危機の発端は開示システムが充実しているはずの米国であったことを考慮すれば、開示システムについて国際的に一律的な対応が必要かどうかについての観点から言っても、一定の合理性を有するものといえる。さらに、日本で導入されている四半期開示制度や内部統制報告制度が導入されていない欧州市場について、日米に比較して投資家保護が不十分であるとの意見は聞かれない。

以下、IFRS導入により生じることになる情報の保証問題について、最適制度設計という観点から1つの方向性を提示しようとするものである。とりわけ、公正価値測定の対象が拡大することにより、情報内容のソフト化が進む中で、情報の信頼性の担保は、過去に発生した経済事象に関する検証可能性に依存するものではなく、将来事象の見積り・予測の方法の合理性や妥当性の検証並びに情報システムそのもののインテグリティに依存したものに変質することになる。

II. IFRS導入に伴う公正価値測定の拡充と情報内容の変質

公正価値会計は、金融財から準金融財へ、準金融財から物財へ拡充化されている。すなわち、公正価値会計は、トレーディング目的の金融資産・金融負債からストックオプションその他金融資産・金融負債を含むすべての金融財へ、さらに、投資不動産といった形態的には物財であるが経済的実質は金融財の特性をもつ準金融財へと、さらには農産物・生物資産や有形固定資産の再評価といった物財をも包括する方向で拡大しつつあるが、IFRSの基準設定において、

公正価値測定がすべての物財ないしプロダクトをも包括する方向で拡大することを意味するものではない（古賀 2008, 12 ; Cairns 2006）。

そのような公正価値測定は、マーケットを通じた将来キャッシュ・フローや自社の見積に基づいた仮定計算が行われるため、数値の信頼性について疑義があると批判される。これは、収支計算に基づく過去の客観性あるデータに基づいて、債権者を保護するという観点から配当可能利益を計算しようとする純利益指向の立場と対立する。ここで、先行して関連する会計基準の設定がなされたアメリカの事例を見ておきたい。米国財務会計基準審議会（FASB）は、2006年に公表した基準書第 157 号において、次のように定義される。

「公正価値は、測定日における市場参加者間での秩序ある取引によって、資産を売却するために受領するか又は負債を移転するために支払う価格である。」（FASB[2006], para.5）

この定義における公正価値は、特定の資産又は負債の測定値を意味する。したがって、その測定値は、資産又は負債に固有の属性を考慮したものであり、具体的には測定日における資産又は負債の状態や立地そしてその売却や利用に関する制約を検討した結果である。ここで、公正価値測定を行うための諸仮定についてまとめておきたい。それを要約したものが図表 2 である。

図表 2 公正価値測定の諸仮定

(1) 秩序ある取引
(2) 主要な市場
(3) 市場参加者
(4) 資産・負債の評価アプローチ

基準書 157 号の内容を要約するならば、当該基準書では、公正価値はそれ以前の基準書における交換価格という概念を踏襲しており、交換価格は市場において資産を売却するかまたは負債を移転するために市場参加者間で行われる秩序ある取引における価格であると明確化された。その取引は報告主体にとって最も有利な市場で行われることが想定されている。資産の売却または負債の移転の取引は、その資産を保有しているまたはその負債を負っている市場参加者の観点から検討された測定日における仮説的取引である。したがって、その定義は、資産を売却したときに受領する価格または資産を移転したときに支払う価格（出口価格）に焦点を当てており、その同一の資産を獲得するために支払う価格またはその同一の負債を仮定したときに受け取る価格（入口価格）には焦点を当てていない。また、当該基準書で強調している点は、公正価値は市場ベースの測定尺度であるということであり、企業に固有の測定尺度ではないという点である。したがって、公正価値は市場参加者が資産または負債の価格付けにおいて利用している仮定に基づいて決定される。

III. IFRS時代の保証業務のあり方

（1）企業裁量の拡大（原則主義の導入）と監査対応

日本における財務諸表監査は、会計監査人の賠償責任問題も絡んで、保守的な対応が企業サ

イドに求められる傾向にあり、企業が策定した事業計画の合理性如何に関わらず、繰延税金資産の取り崩しが監査法人から求められる等の問題点が指摘されている。国際会計基準の導入によって、企業の裁量はより一層拡大することが想定されることから、適切な監査手法についての検討が重要となるのではないかと。また、適切な監査手法を検討するにあたって、追加的に生じる企業の説明責任は如何なる制度によって担保することが可能であるかなどの実務上の問題も生じつつある。

現在、会計監査人は全体としての財務諸表に関連し、経営者が行った会計上の見積りの合理性について評価しなければならないこととされているが、実務上は、見積りの確実性を求める等、企業側の見解が必ずしも反映されていないとの指摘がある。より客観的な事象に対する監査と異なり、内部統制の充実化をはかることで、当該見積りに係る監査は、手続き的な合理性を判断するのみ等の整理を行うことで企業裁量を尊重すべき制度構築が求められるのではないかと。このような観点から、開示情報の保証業務について海外の研究成果を紹介し、我が国へ対する含意を提示したい。

(2) 保証業務の種類

国際監査実務委員会が公表する基準等を基礎とする監査概念及び監査業務の種類に関するフレームワークにおいて、監査は次のように定義されている（Parker and Soukseun[1999], pp. 59-73）。

- ① 監査とは、会計責任事項に関する書面による意思表示の信頼性を高めるような積極的意見の表明を通じて高いレベルの保証を行うことを目的とする業務である〔アテスト監査〕（Parker and Soukseun[1999], p. 61）。
- ② 監査とは、会計責任事項に関する書面による意思表示がない場合に、当該事項に関する目的適格的で信頼できる情報を提供することによって、そして、当該事項に関する積極的意見の表明を通じて、高いレベルの保証を行うことを目的とする業務である〔直接報告監査〕（Parker and Soukseun[1999], p. 61）。

図表 3 監査業務と保証の種類

業務の種類	監査		レビュー		合意に基づく手続
	アテスト	直接報告	アテスト	直接報告	
保証水準	高水準の保証		中水準の保証		無保証
書面による 意思表示の有無	有	無	有	無	*
意見表明の形式	積極的意見		消極的意見		発見事実のみの伝達

出典：Appendix 1 Explanatory Framework for Standards on Audit and Audit Related Services, in: Parker and Soukseun[1999], p. 68. 付録 1 の監査及び監査関連業務の説明体系図をもとにまとめたものである。

図表3は、監査人が、監査及び監査に関連して実施する業務をまとめたものである。その表に示されているように、監査人の業務は、監査及び監査関連業務（レビュー及び合意に基づく手続）とこれに属さないその他の業務（コンピレーション、コンサルティング、税務等）に分類される。監査人による監査及び監査関連業務は、会計責任事項についてのあるレベルの保証を提供することを目的とする。保証¹とは、提供される会計責任情報の目的適合性と信頼性についての監査人の満足度を意味する。監査人の満足度、すなわち監査人が表明する保証のレベル及び表明の形式は、監査人が実施した手続の性質及び範囲、手続の結果、獲得された証拠の客観性、会計責任事項に責任を有する関係者による報告の範囲に依存する（Parker and Soukseun[1999], p. 62）。

監査人が提供する監査に関連する業務としてレビューと合意に基づく手続がある。レビュー契約は、検査を含むが、監査人の業務の範囲は、監査のそれよりも狭くなっている。監査人は、実施される手続の性質、時期、及び範囲について責任を有しているが、その手続は監査人が積極的意見の表明を行うために十分に適切な監査証拠を提供するものではない（Parker and Soukseun[1999], p. 63）。したがって、レビューの目的は、会計責任事項について関連する基準に準拠して情報が適正に表示されていないという確信を監査人が抱くような何ものかに注意を喚起させられたかどうかについて監査人が言明することである（消極的意見の表明）（Parker and Soukseun[1999], p. 63）。

消極的意見の表明、すなわち中間レベルの保証は、主として質問及び分析的手続に基づいている。質問及び分析的手続は、会計責任事項に関する意思表示の信頼性についてレビューすることを意図したものである。その手続は、通常、内部統制業務の調査及び評価、記録のテスト、又は視察、確認又は立会等の手続を含んでいない（Parker and Soukseun[1999], pp. 463, 464）。

合意に基づく手続を実施するという契約において、監査人は、保証を表明することができない。監査人は、クライアント又は特定の情報受領者の情報ニーズを満たすためにクライアントが要求する手続を実施するという契約を締結しているからである。監査人は、合意に基づく手続を実施することによって発見事項を報告し、報告書の利用者がその内容を判断することになる（Parker and Soukseun[1999], p. 63）。

以上、Parker and Soukseun[1999]の所説によりながら、企業情報開示の信頼性を担保する保証業務について典型的に明らかにしてきた。IFRSとのコンバージェンスが進められてきた日本の会計基準は、金融商品会計、棚卸資産会計、リース会計、固定資産の減損会計、退職給付会計、企業結合会計など見積予測の比重が高まった会計領域が拡大しており、減価償却資産の減価償却についても個別の会社の事情に応じた耐用年数の見積や資産別の耐用年数の見積など、原則主義に基づく裁量的判断が多く求められるようになる。このような領域について、

1 保証概念は、より具体的には、特定化された重要性レベルの虚偽記載を摘発する信頼性の程度として定義される。保証概念は、情報の信頼性の程度を意味するもので重要性概念と結びつくことによってその有意性が明らかとなる。つまり、ある財務情報が特定のパーセントの信頼性を持つといった場合、当該情報に含まれる誤謬等が全体としてある一定の金額を超過しないことを意味するのである（古賀[1990], 62頁）。

上記のような保証の類型に基づいた適切な保証業務の実施が費用対効果の観点から現実のものとなるであろう。

さらに、企業情報開示システムの最適設計という観点から、投資家の投資意思決定を行う上で重要な判断要素の提供を維持しつつ、企業サイドのコスト負担を軽減し企業の競争力を高めるために、四半期開示制度を簡素化する代替情報として、通期の業績予想の充実も検討することが重要であると考ええる。例えば、一部企業においては既に業績予想に資する事業展開の傾向を把握できる非財務指標（例：携帯電話会社の契約数・解約数、製薬会社のパイプライン情報など）が開示されている。また、このような収益の源泉となる事業傾向を把握できる必要最低限な非財務的要素を業績予想の前提条件として開示することは重要であると考ええるが、必要最低限な非財務情報をどう考えるのかについて検討する必要があるものと思われる。次節では、予測財務情報の開示を拡充する場合の保証業務あり方について検討するものである。

IV. 見積情報及び予測財務情報の保証業務

周知のように、日本では決算短信において、連結と非連結の業績予想として第2四半期累計期間と通期について、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益が公表されている。後藤・桜井[1993]（86頁）によれば、「経営者自身による予測利益の公表に関する限り、わが国のディスクロージャー制度は世界で最も完備している」と評価されている。また、わが国では「実績利益と同様に予測利益についても、企業が公表した数値のうち事前の予想と相違する部分の割合が大きいほど、株価もまた同一方向へ、よりいつそう大きく変化するという明白な相関関係が存在し」（桜井[1993]、28頁）、「信頼性に裏づけられた実績利益情報と、強力な目的適合性を備えた予測利益情報が、相互補完的な形で株価形成に反映されている事実」（後藤・桜井[1993]、87頁）が明らかにされている。

前述のように、仮に、四半期開示制度を簡素化する代替情報として、通期の業績予想の充実する場合、一式の予測財務諸表の作成と公表ということが考えられる。以下に紹介する予測財務情報の信頼性に関する検証手続は、オーストラリアにおける監査制度に基づくものであるが、理論的に合理性と首尾一貫性を備えていることから、我が国における議論の参考となるものである。

オーストラリアにおける予測財務情報の監査の特徴は、後述するように、予測財務情報の性質上、監査の手続を実施したとしても仮定の合理性については積極的保証を認めず、消極的意見の表明に限定されている（Parker and Soukseun[1999], pp. 421, 422）。オーストラリアにおける予測財務情報の保証業務は、監査の手法を意図しながらも仮定の合理性については消極的保証に制限し、それ以外の事項については積極的保証を認めるという意見表明の形式をとっているところに主眼があるといえる。

ここで、歴史的財務情報の検証に関する一般的手続を「文書的検証（事実とルールとの間の対応性）」、「不偏性の検証（ルールの妥当性）」、「操作的検証（ルールと結果との対応性）」、「実証的検証（実査、立会、確認に基づく実在性の検証）」と規定したとき（武田[1998]、73-77

頁），過去の・現在のデータを組み込んで予測財務情報を作成したとしても，予測財務情報の検証手続において予測データと予測財務情報との間の実証的検証（有高の実在性）は，情報の性質上不可能ではないかと考えられる。

したがって，予測財務情報（予測損益計算書，予測貸借対照表，予測キャッシュ・フロー計算書等）の監査は，文書的検証，不偏性の検証，操作的検証という三つの手続に基づいて行われることになる。以下においては，まず予測財務情報の定義及びその信頼性の保証に関する考え方を提示し，次に文書的検証，不偏性の検証，操作的検証という三つの観点に従って監査手続を整理することにした。

図表 4 予測財務情報の定義とその種類

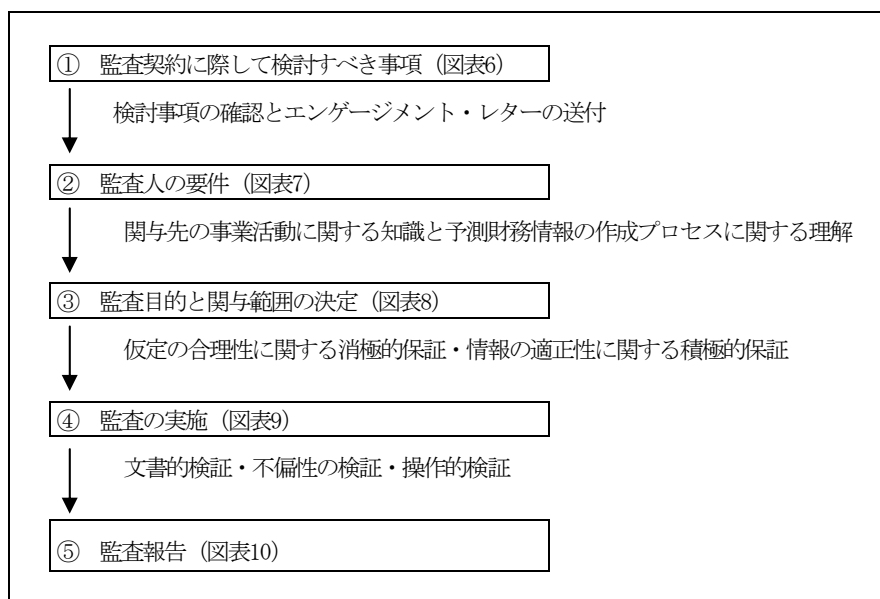
定	予測財務情報は，将来生じる可能性のある事象に関する仮定，ならびに，実体によって確実に行われる行動に関する仮定に基づく情報である。	
種 類	予測情報	予測情報とは，経営管理者が発生すると期待する将来事象及び情報の作成の時点で採択すると期待する行動に関する仮定（最善の仮定）に基づいて作成される情報である。
	プロジェクション情報	プロジェクション情報とは，将来事象及び必ずしも行われるとは期待されない経営管理者の行動に関する仮説的仮定に基づいて作成される情報，もしくは，最善の仮定と仮説的仮定が混在して作成される情報を意味する。

予測財務情報は，まだ生じていないそして生じないかもしれない条件，事象及び活動に関連しており，基礎となっている仮定を支持するために証拠が利用できるかもしれないが，そのような証拠はそれ自体が一般的に将来指向的なものであり，推測的なものである。そのような証拠は，歴史的財務情報の監査において通常利用できる証拠と明らかに異なるものである。

したがって，予測財務情報の作成の基礎となっている仮定の合理性を評価するときに監査人が利用できる証拠の性質が所与であるとする，それらの仮定に関する積極的な意見を表明するために必要な保証のレベルを獲得することは監査人にとって困難であるかもしれない。結果として，経営管理者の仮定の合理性に関する報告をするときに，監査人は通常最善の見積をもたらず仮定についての消極的な意見を報告しなければならず，仮説的仮定について意見を表明してはならない（Parker and Soukseun[1999], pp. 421-422）。

そのように予測財務情報の監査は，監査人が，予測財務情報の仮定の合理性，仮定に基づく情報作成の適切性，及び表示の適正性に関する意見を表明するものであり，予測財務情報に示される結果の達成可能性までも保証するものではないとされている。以下に紹介する監査基準の手続的な流れを便宜的にまとめたものが，図表 5 である。

図表 5 予測財務情報の監査プロセス



図表 6 監査契約に際して検討すべき事項及びエンゲージメント・レター

契約前に検討すべき事項	1. 情報の用途 2. 特定利用者向けか、一般利用者向けか 3. 最善の仮定か、仮説的仮定か 4. 情報の内容（構成要素） 5. 予測期間 6. 以前の期間の財務情報に関する修正監査意見の有無とその内容
契約を受諾するときに検討すべき事項	1. 監査期間の適切性 2. 実体の経済的実態と成長性、実体の取引活動又はプロジェクト 3. 実体が活動する経済環境及び産業 4. 実体の事業活動の安定性 5. 実体の財務的強度 6. 予測財務情報の仮定に責任を有する経営管理者の評価 7. 予測財務情報の作成に関する経営管理者の過去の記録 8. 実体が活動する事業分野と産業ならびに予測財務情報の報告に関する監査契約チームの経験 9. 仮定に対する責任についての管理機関（たとえば、取締役会）の理解 10. 仮定を裏づけるための第三者からのデータ（産業統計等）の利用可能性
エンゲージメント・レターの送付	1. 契約前に検討すべき事項の確認 2. 仮定に対する管理機関の責任の確認 3. 仮定の設定に関連したすべての情報とソースデータを提供しなければならないという管理機関の責任の明示

出典：Parker and Soukseun[1999], pp. 422-423

図表 7 監査人の知識・経験

実体の事業活動に関する知識	1. 資源及び長短期の資金調達の利用可能性とコスト 2. 実体の財貨・サービスに対する市場の性質・状況 3. 実体が活動する産業に固有の要因（競争，技術革新，規制等）
予測財務情報の作成プロセスに関する理解	1. 予測財務情報の作成に利用されたシステムに対する内部統制 2. 予測財務情報作成の担当者の能力と経験 3. 経営管理者の仮定の根拠となっている実体が作成した文書の性質 4. 統計手法，数学的手法，コンピュータ支援手法が利用された範囲とその信頼性 5. 仮定の開発と応用に利用された手法 6. 以前の期間に作成された予測財務情報の正確性と重要な差異の理由

出典：Parker and Soukseun[1999], p. 423

図表 8 監査目的と関与範囲の決定要因

監査目的	1. 経営管理者の最善の仮定が予測財務情報の作成にとって合理的であるかどうか。 2. 予測財務情報は仮定に基づいて適切に作成されているかどうか。 3. 予測財務情報は明確な報告フレームワークに従って，すなわち，監査済財務報告書において実体が採用し開示した会計方針と一貫性があるような基礎に基づいて適正に表示されているかどうか。
監査手続の性質・時期・範囲の決定要因	1. 重要な虚偽表示の発生確率 2. 過去の監査業務を通じて獲得した知識 3. 予測財務情報の作成に関する経営管理者の能力 4. 予測財務情報が経営管理者の判断によって影響を受ける程度 5. 基礎データの適切性と信頼性

出典：Parker and Soukseun[1999], pp. 424-428. ここでは，監査意見表明の内容を監査目的として整理している。

図表 9 予測財務情報の検証手続

文書的検証	1. 経営管理者の最善の仮定を裏づける証拠の源泉とその信頼性の評価 2. 仮説的仮定が使用されるとき，重要な含意を有するすべての仮定が検討されてきたかどうか。 3. 仮説的仮定が予測財務情報の目的と合致するかどうか，そして，仮説的仮定が明らかに非現実的でないかどうか。
不偏性の検証	1. 予測財務情報が歴史的財務情報と一貫性ある基礎に基づいて作成されたかどうか。
操作的検証	1. 予測財務情報が経営管理者の仮定に基づいて適切に作成されたかどうか。 2. 予測財務情報が経営計画等と矛盾しないかどうか。 3. 利子率等の一般的変数に基づく金額の決定に矛盾がないかどうか。 4. 予測期間が適切であるかどうか。

出典：Parker and Soukseun[1999], pp. 424-426.

図表 10 監査報告書の雛形【最善の仮定の事例】

タイトル	独立監査報告書 (予測財務情報の利用者) 殿
監査対象 経営者の責任の明示	<u>監査範囲</u> 我々は、～頁に記載されている「～」期間の「～」社の予測財務情報を監査した。「取締役会の役員」は、予測財務情報の基礎となっている注記に記載されている仮定を含めて、予測財務情報の作成及び表示ならびにその情報内容に責任を有している。我々は「情報利用者」に対して予測財務情報に関する意見を表明するためにかかる情報の独立の監査を行った。
情報の目的 監査責任の限定	予測財務情報は、～の目的をもって「予測財務情報の利用者」へ配布するために作成されたものである。我々は、本監査報告書に依存することに関連して生じることが仮定されるいかなる責任も、又は、「予測財務情報の利用者」以外の利用者が利用する場合に想定されるいかなる責任も、もしくは、予測財務情報の作成目的以外の目的で利用されることにより生じることが仮定されいかなる責任も否認するものである。
監査目的 監査手続	我々の監査は、オーストラリア監査基準に準拠して実施された。監査手続として、予測財務情報の仮定、金額及びその他の開示事項を裏付ける証拠に対して試査に基づく検査ならびに会計方針の評価が行われた。これらの手続は、注記に記載されているような経営管理者の仮定が予測財務情報の作成にとって合理的な基礎を提供するものではないという確信を我々に抱かせるような事実が発見されたかどうか、そして、「～会社」の過去、現在、将来の事業活動に関する我々の理解に矛盾しない当該会社の写像を提供するために、すべての重要な側面について予測財務情報が注記に記載された仮定に基づいて適切に作成されたかどうか、予測財務情報は（「～」に終了した「第～期」の監査済財務報告書において会社が採用し開示した会計方針と一貫した方法の）報告フレームワークに基づいて適正に表示されているかどうかについて意見を形成するために行われたものである。
保証レベルの明示	予測財務情報は、いまだに発生していない又は発生しないかもしれない事象及び活動に関連している。予測財務情報の基礎となっている仮定を裏付けるために証拠が利用できるとしてもこのような証拠は一般に将来指向的であり、それゆえに本来推測的なものである。経営管理者の仮定の合理性を評価するときに利用できる証拠の性格が所与であるとすると、我々はそれらの仮定に関する積極的な意見を表明するために必要な保証のレベルを獲得する立場にない。したがって、我々は、経営管理者の仮定の合理性に関してはより低いレベルの保証を提示することになる。
仮定の合理性の消極的保証	<u>監査意見</u> この監査報告書において表明されている監査意見は上記の事項に基づいて形成されたものである。 仮定を裏付ける証拠を検査した結果、注記に記載された仮定が予測財務情報の作成のための合理的基礎を提供するものではないという確信を我々に抱かせるような事実は何も発見されなかった。
作成と表示の適切性に関する積極的保証	我々の意見として (a) 予測財務情報は、注記に記載されている仮定に基づいて適切に作成されている。 (b) 予測財務情報は、次の事項に準拠して適正に表示されている。 (i) 報告フレームワーク (ii) 「～」に終了した「第～期」の監査済財務報告書において会社が採用し開示した会計方針と一貫性のある方法（会計方針の変更を除いて）
達成可能性に関する意見差控	実績値は予測財務情報とは異なる可能性がある。その理由は、期待事象はしばしば期待通りには発生しないことがあるからであり、かつ、その差異が重要であることがあるからである。したがって我々は予測財務情報が達成されるかどうかについては監査意見を表明するものではない。
	日付 住所 監査法人 パートナー

出典： (Parker and Soukseun[1999], pp. 432, 433)

図表 10 において、最善の仮定を用いて予測財務情報を作成している場合の監査報告書の雛形がまとめられている。仮説的仮定のみで予測財務情報が作成されているときは、仮説的仮定

はその性格上その仮定を裏づけるための十分に適切な証拠が利用できないことから、監査人は、仮説的仮定に関する意見を表明してはならない (Parker and Soukseun[1999], pp. 428, 429)。最善の仮定と仮説的仮定に基づいて情報が作成されている場合は、監査人は仮説的仮定が生じるであろうという見込みの下で最善の仮定と予測財務情報について報告しなければならない (Parker and Soukseun[1999], p. 429)。

また、かなり変動性の高い仮定の結果について開示がなされない場合、そして合理的でないと判断される仮定が用いられている場合、監査人は、監査報告書に独立の記載区分を設け、前者について「～を除いて」という意見を表明するか、あるいはその両者について反対意見とその理由を記載しなければならない (Parker and Soukseun[1999], p. 429)。さらに、何らかの理由で必要な監査手続を実施しえない場合、監査人は「～を条件として」という表現か又は監査範囲の制限によって意見表明できないということを明らかにする必要がある (Parker and Soukseun[1999], p. 429)。

図表 10 に示した監査報告書の監査意見の記載区分からも明らかなように、オーストラリアの監査基準では、仮定の合理性については消極的保証を行い、仮定に基づく情報作成の適切性及び表示の適正性については積極的意見表明がなされていることが特徴となっている。情報作成の適切性と表示の適正性について積極的意見が表明されるのは、歴史的財務情報と同様に監査人が情報作成プロセスを検討し同一の結果をもたらすという意味での検証可能性に基づくものであり、仮定を含めた基礎データの文書的検証は可能であるが仮定そのものの発生可能性は検証できないために仮定の合理性については消極的保証となっていると考えられる。

V. 予測財務情報の信頼性の保証に関する類型的特点

周知のように、予測財務情報の会計基準がアメリカ及びカナダにおいて設定されたのは、企業が資本調達や M&A 等に際して予測財務情報を公表するという実務を規制し、その情報内容を標準化することで投資者を保護しようという目的からであった。また、すでに指摘したように、事業活動の特定の目的との関連で予測財務情報の開示が慣行化するなかで予測財務情報の作成に監査人が関与するよう求められたり、情報利用者から予測財務情報の信頼性に関して保証するよう要請されるようになってきた。

予測財務情報の監査は、当該情報が仮定に基づいて作成されているという情報の性格のために、過去の情報の監査保証と質的に異なるところがある。予測財務情報の検証手続においては、仮定等の証拠書類に基づき作成プロセスを検証し、同一の結果を確認するという意味において過去の情報と同様の検証可能性があるといえるが、予測財務情報の作成の基礎である仮定についてはその合理性(妥当性)に関して検証することはできても、その仮定の発生可能性までも保証することはできないのである。

このような点から、各国の予測財務情報の監査基準を比較してみると、経営管理者が発生の可能性が最も高いと判断した仮定に基づいて作成された予測財務情報の信頼性の保証に関して図表 11 に示すような特徴がみられた。その表からわかるように、監査人は、報告書のなか

で次の3点について意見表明を行う。

- ① 仮定が合理的であるかどうか（作成のための合理的基礎を提供するかどうか）。
- ② 情報は仮定に基づいて適切に作成されているかどうか。
- ③ 情報は会計基準に準拠して表示されているかどうか（イギリス・オーストラリアの場合は会計基準がないので歴史的財務諸表の作成のために採用された会計方針に従って作成されたかどうか）。

図表 11 予測財務情報の信頼性に関する保証の類型

国別	会計基準		監査基準			
	有無	情報内容	業務	監査意見の形成		
				仮定の合理性	仮定に基づく作成の適切性	表示の会計基準への準拠性(適正性)
アメリカ	○	損益計算書 留保利益計算書 貸借対照表 キャッシュ・フロー計算書 要約財務予測報告書	検査	積極的保証	*	積極的保証
カナダ	○	損益計算書 貸借対照表 留保利益計算書 キャッシュ・フロー計算書	検査	積極的保証	積極的保証	積極的保証
イギリス	×	*	レビュー	消極的保証	積極的保証	積極的保証
オーストラリア	×	*	監査	消極的保証	積極的保証	積極的保証
日本	×	*	*	*	*	*

その中で問題となるのは、仮定の合理性に関する意見表明である。イギリス及びオーストラリアの基準では、仮定には不確実性が伴い将来発生するかどうかについて確証することができないということから、仮定の合理性については消極的保証を行うという行き方を取っている。消極的保証とは、仮定の合理性を否定するような事実は何も発見されなかったという意見表明の方法である。ここでは、予測財務情報の信頼性に関する保証のあり方についてその材料を提示することにとどめ、上記のような保証形態のいずれが理論的に評価できるかについては今後の検討課題としたい。

図表 10 においても一点問題となるのは、イギリス及びオーストラリアでは予測財務情報の会計基準がないにも関わらず、監査基準が設定されているということである。監査とは情報が会計基準に従って作成されたかを検証するものであるという観点から、つまり、一般に公正妥当と認められる会計基準への準拠性を検証することで情報の信頼性を保証しようとするものであるという観点から、会計基準が設定されていない状況にあつて監査基準が先に策定されているが、実際に監査は可能であるのかという疑問がある。

VI. むすび

本章は、企業情報開示システムの最適設計に資する監査制度の構築に向けて、I F R S の導入によって実務における業務の拡大が見込まれる見積・予測財務情報の保証業務を如何に行うことができるのかについて検討を重ねてきた。それを以下に要約することにより本章のむすびとしたい。

- ① 見積・予測財務情報の監査目的は、予測財務情報の作成の基礎である最善の仮定の合理性を検討し、その仮定に基づき情報が適切に作成され、歴史的財務情報の作成に適用された会計方針と一貫性があるような方法で適正に表示されているかどうかを評価することにより意見を形成することにあるということ。
- ② 予測財務情報の信頼性に関する保証は、図表 11 に示すように、イギリスとオーストラリアにおいては仮定の合理性に関して消極的保証を行うという行き方を取っており、この点がアメリカ及びカナダの基準と異なる特徴となっている。仮定の合理性に関して積極的保証を行うアメリカ・カナダ型が理論的に評価されるのか、あるいは、消極的保証を行うイギリス・オーストラリア型が理論的に妥当性があるのかについては未解決のままである。
- ③ 保証業務は、その前提として会計基準の存在が求められる。日本において決算短資の業績予想をさらに拡充化するためには、予測財務諸表の作成及び開示に関する基準の策定が必要となる。ただし、予測財務情報の作成能力に関連した当該情報の正確性あるいは信頼性の問題、それに起因する法的責任問題など、制度化するためには乗り越えるべきハードルがある。さらに、現在の財務諸表監査はリスク指向監査が行われておりそのため、監査報酬は高額なものとなっている。予測財務情報の開示が強制されると監査リスクはさらに高くなり、監査コストはそれに応じた高額なものになってしまう。

経営者は、自社の経営目的のために外部の特定の利害関係者に予測財務情報（財務諸表）を提供するという事実が知られている。このような予測財務情報の利用可能性の制限は、証券市場でインサイダー取引を誘引するものではないかというおそれがある。そのため、一般投資家が予測財務情報（財務諸表）を利用できない状況においては弱い立場にある投資者の利益を確保するためにも予測財務情報の定期的な開示が必要ではないか。日本では、一定の利益数値の公表が行われているが、それを拡充するためには、会社の取締役役に対して将来の事業活動に関する説明を義務づけるためには、受託責任とか有用性という概念を補完する何か別の次元のコンセプトが必要であるように思える。